

平成 10 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 23 年 4 月 1 日改正

炭疽対策要領

(目的)

第 1 この要領は、炭疽が発生した場合に迅速かつ適切な措置を講じ、その危害を最小限に防止して公衆衛生及び家畜防疫の万全を図ることを目的とする。

(と畜検査)

第 2 と畜場における獣畜の検査にあたっては、一般と畜はもとより、病畜または切迫と畜獣では特に炭疽を念頭におき「炭疽処理規定」により厳重な検査を実施しなければならない。

(炭疽疑似獣畜発生 の 報告)

第 3 食肉衛生検査所長（以下「検査所長」という。）は、炭疽疑似獣畜（以下「疑似獣畜」という。）を発見したときは炭疽疑似獣畜発生報告書（別記様式第 1 号）を食肉衛生検査所を所管する部の長（以下「部長」という。）に提出し、かつ新潟県に通報しなければならない。

(炭疽決定時の報告)

第 4 検査所長は、疑似獣畜を炭疽と決定したときは、炭疽発生報告書（別記様式第 2 号）を部長に提出しなければならない。

(汚染乳及びその措置)

第 5 炭疽獣及びその同居牛から搾乳された牛乳で、次の各号の一つに該当するものは、炭疽菌に汚染し、または汚染されたおそれがあるものとして、飲食用に供してはならないものとする。

- (1) 発症前 2 4 時間以内に搾乳された牛乳
- (2) 患畜及び死体の処置、環境の消毒、同居牛の観察等を継続的に行って異常を認めな

いときは、最終発生後 1 週間以内に搾乳された牛乳

(3) 前号の措置が十分に行われていないときは、最終発生後 2 週間以内に搾乳された牛乳

(4) 同居牛に異常を認めた場合は、平常に回復後同居のすべての牛について、3 日以内に搾乳された牛乳

(5) 予防接種により局所反応または発熱等の反応を示すものについては、平常に回復後 3 日以内に搾乳された牛乳

2 保健所長は、前項に該当した牛乳（以下「汚染乳」という。）の措置については、関係機関と協議のうえ当該獣畜の飼育者を十分指導しなければならない。

（集乳場、乳処理場などに対する措置）

第 6 保健所長は、集乳場、乳処理場等の経営者に対し、次の各号により措置をしなければならない。

(1) 汚染乳は直ちに受け入れを中止すること。

(2) 既に汚染乳が集乳場、乳処理場等に搬入された場合は、必要な期間直ちに業務を停止すること。

(3) 集乳場、乳処理場等に搬入された汚染乳及び汚染乳が混入した乳は、「炭疽菌に対する消毒法」（別表）により十分加熱殺菌した後、原則として廃棄すること。

(4) 器械器具類の殺菌消毒法は「炭疽菌に対する消毒法」により十分おこなうこと。

（汚染乳接触者の予防措置）

第 7 保健所長は、汚染乳接触者に対し、炭疽処理規定第 4－3－（5）に準じて措置しなければならない。

（炭疽処理完結の報告）

第 8 検査所長は、炭疽処理が完結したときは、炭疽処理完結報告書（別記様式第 3 号）を、また保健所長は前記第 5、第 6 の措置が完了したときは、それぞれ部長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

平成 10 年 4 月 1 日改定

平成 19 年 4 月 1 日改定

平成 23 年 4 月 1 日改定

炭疽処理規定

第 1 目的

この規定は、と畜検査において炭疽を発見した場合、と畜場法に基づく措置を迅速かつ的確に実施し公衆衛生及び家畜防疫の万全を図ることを目的にする。

第 2 と畜検査実施上の留意事項

- 1 と畜検査にあたっては、常に炭疽の歴史、現状、症状等に留意し、と畜検査実施要領（昭和 47 年厚生省通知環乳第 48 号）及び食肉衛生検査手法によりの確な検査の実施に努めること。
- 2 一般と畜として搬入された獣畜であっても、疑わしいものについては、顕微鏡検査をおこなうこと。
- 3 病畜又は切迫と畜獣として搬入される獣畜については、特に慎重に取り扱い、次の事項に留意すること。
 - (1) 可能な限り、臨床所見を聴取すること。
 - (2) 解体前の検査は、搬入車上で行い、天然孔及び血液の状態に注意し、血液の染色鏡検を行うこと。

第 3 炭疽又はその疑いのある獣畜を発見した場合の措置

- 1 生体検査、解体前の検査及び解体後の検査において、炭疽の疑いが生じた場合は、次の(1)、(2)の検査を行い、陽性の場合は、疑似獣畜として引き続き次ぎの(3)、(4)、(5)の検査を行うこと。
 - (1) 血液等の塗抹染色を行うこと。
 - (2) アスコリー反応試験をおこなうこと。
 - (3) 臓器等の培養検査を行うこと。

- (4) 確認試験を行うこと。
- (5) その他必要な試験を行うこと。

2 疑似獣畜等の移動の禁止又は制限

- (1) 血液等の鏡検及びアスコリー反応が陽性の場合、と畜場の出入りを禁止するとともに、疑似獣畜はもとより、接触者及び運搬車等疑似獣畜に接触し、又はその疑いのあるものの移動を禁止又は制限すること。
- (2) 一般と室において、炭疽を疑う獣畜を発見した場合は、直ちに作業を停止させ、当該獣畜の適正処理及び他のと体への二次汚染防止の措置を講ずること。
- (3) 疑似獣畜及びこれによる汚染又は汚染の疑いのある枝肉、内臓等は、ビニールフィルム等で被覆し、汚染防止の措置を講ずること。

3 関係機関への連絡、指示

- (1) 検査所長は、疑似獣畜と判断した場合は、炭疽疑似獣畜発生報告書（別記様式第1号）により部長に報告し、かつ新潟県に通報する。
- (2) 検査所長は、と畜管理者及び関係者に防疫上必要な指示を行う。

第4 炭疽決定時の措置

検査所長は、試験検査の結果、疑似獣畜を炭疽と決定した場合は、と畜場管理者に対し、と畜場法第16条の規定に基づく必要な措置を命ずるとともに、次のことを行う。

1 届出

当該獣畜を発見した場合は、家畜保健衛生所に対し家畜伝染病予防法に基づく届出を行う。

2 関係機関への連絡

炭疽発生報告書（別記様式第2号）により、部長及び新潟県に報告する。

3 防疫措置

(1) 炭疽獣畜の処理

炭疽獣畜の処理は、と畜場法施行規則第16条第4項の措置を行うこと。

(2) 汚染実態の調査

イ と畜場勤務者，利用者及び立ち入り者並びに汚染の疑いがある物品，区域，車両等の実態について別記様式第4号により調査する。

ロ 獣畜の搬入状況，獣畜副産物及び汚物の処理状況並びに冷蔵庫内の枝肉等の概要について，別記様式第5号，第6号により調査する。

(3) 枝肉等の安全確保

イ 冷蔵庫内の枝肉等の移動及び搬出を停止する。

ロ 当日処理された枝肉は，速やかに汚染された疑いのあるものと区別し，汚染の疑いのある枝肉は，拭き取り検査をして安全の確認を行う。

(4) と畜場の一斉消毒

イ 病畜と室等の消毒

炭疽獣畜が接触した施設，器械器具，運搬車，物品及び構内の汚染されたと思われる施設，場所については，別表第2に定める方法により十分消毒を行い，安全の確認を行う。

ロ そ族，昆虫等の駆除

と畜場内の蠅，ゴキブリ，鼠等の駆除を行う。

ハ 使用水の安全確認

水道水については，残留塩素の確認を行い，水道水以外の水を使用している場合は，その遊離残留塩素濃度を0.2ppm以上に強化すること。

(5) 炭疽獣畜接触者に対する措置

炭疽獣畜接触者を速やかに把握し，着衣及び身体の消毒を行い，必要に応じて医師の診断を受けるよう指導する。

(6) 繋留獣畜の取り扱い

炭疽感染の疑いのある獣畜は隔離し，その後の措置は関係機関と協議する。

4 食肉センター業務の再開

検査所長は、前記３の（４）「と畜場の一斉消毒」等により安全の確認をしたときは、
と畜場法第１６条の措置を解除する。

附 則

この規定は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則

この規定は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

この規定は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規定は、平成２３年４月１日から施行する。

別表

炭 疽 菌 に 対 す る 消 毒 法

種 類	適応物件	実 施 方 法	備 考
焼 却	死体、敷藁、 木製器具等	1. 焼却炉により焼却する。 2. 焼却炉がない場合は人家、飲料水、河川、道路等に近接しない場所に穴を掘って完全に焼却して十分に覆土する。	1. 残った灰は埋却すること。 2. 十分の量の薪、重油、ガソリン等を用いること。 3. 牛又は馬 1 頭の場合は、縦横各2m深さ 0.8mの外穴の底に、縦横各1m深さ 0.8mの内穴を掘って焼却部とする。
蒸気消毒	器具、衣服等	15ポンド以上の加圧蒸気で 30 分以上又は 100 度 C の流通蒸気で 60 分以上目的物にふれさせる。	1. オートクレーブは内部の空気を十分追い出し密閉して所要の圧に達してから、所要の時間加熱すること。 2. コッホの蒸気釜は、水が沸騰し、蒸気が充満し外にもれ出してから所要の時間加熱すること。
煮沸消毒	器具、衣服等	沸騰後 60 分以上煮沸する。	1. 目的物が十分浸漬する量の水を用い、蓋をすること。 2. 蒸気消毒又は煮沸消毒を衣類に応用する時は色もの等をまぜないこと。
クロール石灰 (晒粉)	土地、床面、 壁面、汚水、 汚物溜等	目的物に十分散布する。	クロール石灰は光線及び湿気による作用を受けないよう貯蔵されたものであること。
次亜塩素酸 ソーダ	器具器械、床 面、壁面、汚 水、汚物溜等	有効塩素 500～1,000ppmの水溶液に十分浸漬するか、5,000ppmの水溶液を散布浸潤洗浄する。	使用後の溶液に遊離塩素の残存することを確認すること。
ホルマリン水 (ホルマリン 1 水 34)	床面、壁面、 器具器械等	ホルマリンに温湯を加えて、直ちに十分目的物に散布する。	40 度 C 以上(50～60 度 C)で用いること。 この場合、目、鼻等に刺激があるので注意を要すること。

(注)

- 1 昇コウは炭疽芽胞菌に有効であるが、毒性が強いので、食品関係施設の消毒にはしないこと。
- 2 炭疽獣等汚染物件に触れた人は、手腕等接触部付近を流温水と石けんとブラシを用いて洗浄を繰り返す、その後0.1%昇コウ水に1分以上浸漬して、清水で洗うこと。
- 3 床面、壁面は、熱アルカリ溶液(水酸化ナトリウム又は、水酸化カルシウムの5%溶液になるよう熱湯を加えたもの。この溶液は使用直前に作成すること。)で充分洗浄すること。
これは、腐蝕性があるため、ゴム手袋、ゴム長靴、眼鏡等を使用すること。
なお、クロール剤は、中性より、むしろ酸性の状態の下で有効であるので、熱アルカリ溶液で洗浄後、クロール剤を用いて消毒を行う場合、酸類を用いて中和すること。
- 4 一般に有機物の多い場合は、薬剤の効果が低下するので、洗浄、消毒を繰り返すこと。

別記
第1号様式

炭疽疑似獣畜発生報告書

年 月 日

様

印

年 月 日

において

炭疽疑似獣畜が発生したので報告します。

疑似獣畜	種 類	品 種	性 別	年 齢	毛 色	体 格	特 徴
畜 主	氏 名		住 所			電話番号	飼育地
搬入状況 (発病からと畜場 搬入までの状況)	搬 入 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分				
	診断獣医師氏名		住 所			電話番号	診断病名
	さく乳の有無		有 ・ 無				
検査所見	検 査 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分				
	生体又は解体前の 検 査						
	解体後の検査						
	試 験 検 査	染色鏡検		アスコリー反応		そ の 他	
疑似獣畜 の措置							
その他							

第2号様式

炭 疽 報 告 書

年 月 日

様

印

年 月 日

において

炭疽が発生したので報告します。

炭疽獣畜	種 類	品 種	性 別	年 齢	毛 色	体 格	特 徴
畜 主	氏 名		住 所		電話番号	飼育地	
申請者	氏 名		住 所		電話番号		
搬入者	氏 名		住 所		電話番号	車両番号種類	
飼育搬入 状 況	飼 育 状 況						
	さく乳の有無		有 ・ 無				
	臨床所見及び治療内容						
	診断獣医師氏名		住 所	電話番号	診 断 病 名		
	搬 入 日 時		年 月 日	午前・午後	時	分	
	搬 入 状 況						

防疫措置状況	汚染実態の調査	
	枝肉等の安全確保状況	
	と畜場内の消毒	
	接触者に対する措置	
	けい留獣畜の取扱い	
食肉センター業務再開の安全確認について意見		
食肉センター業務の再開月日	年 月 日	

第3号様式

炭 疽 処 理 完 結 報 告 書

年 月 日

様

印

年 月 日 において

発生した炭疽の処理が完結したので報告します。

炭疽獣畜	種 類	品 種	性 別	年 齢	毛 色	体 格	特 徴
畜 主	氏 名		住 所		電話番号		飼 育 地
申請者	氏 名		住 所		電話番号		
搬入者	氏 名		住 所		電話番号		車両番号種類
搬 入 状 況	さく乳の有無		有 ・ 無				
	診断獣医師氏名		住 所		電話番号		診 断 病 名
	搬 入 日 時		年 月 日		午前・午後		時 分
	搬入時の状況						
炭 疽 決 定 日 時		年 月 日		午前・午後		時 分	
防疫措置 状 況	炭疽獣畜の処理						

検査所見	検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
	生体又は解体前の検査				
	解体後の検査				
	試験検査	莢膜染色	アスコリー反応		
		培養試験	動物試験		
		その他			
決定日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
防疫措置状況	と畜場内の措置				
	消毒方法				
	接触者に対する措置				
	その他				
その他					

第4号様式

と畜場勤務者・利用者・車両等調査表

調査： 年 月 日

[illegible]

第5号様式

獣畜処理状況調査表

調査： 年 月 日

[illegible]

第 6 号様式

冷蔵庫内枝肉等調査表

調査： 年 月 日

[illegible]